

一島一催事業補助金交付要綱

令和8年4月1日告示第44号

(目的)

第1条 この要綱は、竹富町ふるさと創生事業実施要綱（平成13年竹富町告示第35号）第13条の規定に基づき、本町の各島で行われている伝統的民俗行事や地域を代表する各種行事を通じて地域の振興を図るため各公民館に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、竹富町補助金等交付規則（昭和56年竹富町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、原則として、町内の各公民館とする。

(補助対象事業、補助額)

第3条 補助金の対象となる事業、補助金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、ふるさと創生事業（一島一催事業）補助金交付申請書（様式第1号）に一島一催事業実施計画書（様式第2号）を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付の可否を決定し、ふるさと創生事業（一島一催事業）補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、ふるさと創生事業（一島一催事業）実績報告書（様式第4-1号、様式第4-2号、様式第4-3号）に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業等の成果が当該補助事業の趣旨に適合すると認めたと

きは、補助金の額を確定し、ふるさと創生事業（一島一催事業）補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の額の確定通知を受けた者は、ふるさと創生事業（一島一催事業）補助金交付請求書（様式第6号）により町長に交付の請求をしなければならない。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた者が、緊急かつやむを得ない事情により事業を実施できなかつた場合は補助金の一部又は全部の返還をしなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。